

議案第 37 号

市川市景観条例の一部改正について

市川市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

市川市長 村越 祐民

市川市条例第 号

市川市景観条例の一部を改正する条例

市川市景観条例（平成 18 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、景観計画の区域内において、地域の特性を生かした景観の形成を重点的に推進する必要があると認める地区を景観重点地区として景観計画に定めることができる。

第 19 条中「別表」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為であって、規則で定める要件に該当するもの

- (2) 法第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる行為

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（事前協議）

第 22 条の 2 法第 16 条第 1 項の規定による届出（規則で定める行為に係るものに限る。）をしようとする者は、景観計画に定められた良好な景観の形成に関する方針等について、規則で定めるところにより、市長と事前に協議を行うものとする。

第 23 条の見出しを「(勧告等)」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する勧

告又は命令」を「前２項の規定による勧告、命令又は公表」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、その者の氏名及び住所（当該者が法人である場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその事実を公表することができる。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第１９条及び第２３条の改正規定並びに別表を削る改正規定並びに次項の規定 令和２年４月１日
 - (2) 第２２条の次に１条を加える改正規定及び附則第３項の規定 公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日
- （経過措置）
- ２ 改正後の第１９条及び第２３条の規定は、令和２年４月１日以後の景観法（平成１６年法律第１１０号）第１６条第１項の規定による届出に係る行為について適用し、同日前の当該届出に係る行為については、なお従前の例による。
- ３ 改正後の第２２条の２の規定は、附則第１項第２号に定める日から起算して６０日を超えない範囲内において規則で定める日を経過する日以後の景観法第１６条第１項の規定による届出に係る行為について適用する。

理 由

良好な景観の形成を推進するため、地域の特性を生かした景観の形成を重点的に推進する必要があると認める地区を景観重点地区として景観計画に定めることができることとするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。